

台東都税事務所からのお知らせ

① 3月決算法人予定申告書類の送付について

今月中旬に、法人事業税・都民税の3月決算法人の中間申告に使う申告書類を発送しています。新型コロナウイルス感染症の影響により期限内の申告手続・納税が困難な場合は、申告期限延長制度や納税猶予手続がありますので、所管の都税事務所（法人事業税班又は徴収管理班）まで御連絡下さい。

連絡先：東京都主税局台東都税事務所

事業税課 法人事業税班	台東区所在の法人	03-3841-1691
	墨田区・葛飾区所在の法人	03-3841-1694
徴収課 徴収管理班	03-3841-1927	

② 令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置（新型コロナウイルス関連）

対 象：中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋（土地除く）

条 件：令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入が、前年同月比30%以上減少（認定経営革新等支援機関の確認が必要）

申請期限：令和3年2月1日まで受付（厳守）

その他：償却資産については別途令和3年度の申告が必要です。

◆認定経営革新等支援機関の確認、詳細については、

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html

で